



**成人歯科健診  
後期高齢者歯科健診**

【問合せ】  
保健課 保健業務班  
☎773-6811  
市民課 国保年金係  
☎773-6661

特定年齢の人を対象に、成人歯科健診・後期高齢者歯科健診を行います。

**対象者**

**成人歯科健診「保健課」**

・平成31年4月2日～令和2年4月1日に、21・31・41・51・61・71歳になる人（5月に通知済み）

・令和元年度中に妊娠届けを提出した妊婦  
**後期高齢者歯科健診**

**「市民課」**

平成31年4月2日～令和2年4月1日に76・80歳になる市の後期高齢者医療加入者

**共通事項**

**費用** 無料

（治療費は自己負担）

**検査項目**

問診・口腔内審査・総合判定・口腔衛生指導

**実施期間** 6月1日（土）～  
令和2年2月29日（土）

※妊婦は通年

**申込み** 健診は事前予約が必要ですが、通知に記載のある歯科医院に直接お申し込みください。

**6月は**

**「歯と口の健康週間」  
喫煙と歯周病の関係**

【問合せ】保健課  
☎773-6811

歯周病と喫煙には深い関係があります。喫煙者は多くの歯で歯周ポケットが深くなり、歯を支えている骨を溶かしています。特に高齢者は、この傾向が顕著です。喫煙者の歯周病のリスクは、非喫煙者と比較して、約2～9倍になるといわれています。

喫煙者には、禁煙をお勧めします。歯垢を残さない正しいみがき方を心がけ、かかりつけの歯科医院で定期的な健診と歯のクリーニングを受けることが大切です。



**日本脳炎予防接種**

**【問合せ】**

保健課 保健事務係  
☎773-6811

日本脳炎の予防接種は、平成17～21年度に積極的勧奨の差し控えがありました。が、新たなワクチンが開発され、従前と同様に接種できます。

平成11～18年度に生まれた人は、平成17～21年度に日本脳炎の予防接種を受けていないことがあります。母子健康手帳などを確認し、下表に沿って、接種を受けてください。

平成11年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳の誕生日の前日まで、日本脳炎の定期予防接種を受けることができます。 ※予診票の再発行が必要な人は、母子健康手帳を持ち、保健課、子育て支援課、大和・塩沢市民センターにおこしください

**1期接種（合計3回）**

生年月日	1期の標準的な接種
平成19年4月2日以降	3歳時に2回（6日以上の間隔をあける）、その後おおむね1年をおいて（4歳時）1回 ※3回目は、2回目から6か月を経過していれば接種可 7歳半が接種期限です。期限内に、不足回数を接種しましょう。平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方は、1期に限り特例で9歳以上13歳未満でも接種可
平成11年4月2日～平成19年4月1日（注）	未接種の方は、不足回数を接種しましょう。 ※郵送した接種券をご使用ください。20歳以上になると、全額自費となります

**2期接種（1回）**

生年月日	2期の標準的な接種
	1期（全3回の接種）終了後、9歳から10歳に達するまでに1回接種する
平成19年4月2日以降	9歳のときに1回。9歳の誕生日前月に接種券を郵送します。
平成11年4月2日～平成19年4月1日（注）	1期が未完了の方は、2期は接種できません。1期が完了した方は、2期の接種についてご相談ください。
平成11年4月2日～平成19年4月1日（注）	1期が完了したら、2期を接種しましょう。郵送した接種券をご使用ください。 ※20歳以上になると、全額自費となります

（注）1期接種が2回以下の人は、前回の接種から期間が空いても差し支えないので、6日以上の間隔を空けて残りの回数を接種してください。合併前の旧町の予診票でも使用できますが、接種券のないものは使用できません。市役所窓口で再発行を受けてください。この表にない場合でも、医療機関において任意（全額自費）で接種可